



平成21年5月15日

各 位

会社名 東リ株式会社
代表者名 取締役社長 柏原 賢二
(コード番号 7971 東証・大証第1部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長
吉森 忠重
TEL(06)6494-6620

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第145回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行等に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 「決済合理化法」附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し、備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規則の中で定めることを明確にするために、現行定款第14条を変更するものであります。
- (5) その他、条文の削除に伴う条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等の所要の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以上

(別紙)

(下線部分は、変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (省 略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 (省 略)</p> <p>(単元株式数) 第 9 条 (省 略)</p> <p><u>(単元未満株券の不発行)</u> 第 10 条 <u>本会社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利) 第 11 条 本会社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 1. (省 略) 2. (省 略) 3. (省 略) 4. (省 略)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第 12 条 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 13 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利) 第 9 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名</p>

<p>成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 本会社の株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>
--	--